

就学援助費の種類及び対象者等

支給回	支給時期	支 給 費 目	対 象	支 給 金 額
第1回	6月下旬	新入学児童生徒学用品費 (注)前年度2月又は3月に新入学準備金を 受給している方は対象外です。	小学校1年	54,060円
			中学校1年	63,000円
第2回	9月下旬	校外活動費※	小中学校全学年	実費相当額
		修学旅行費※	小学校6年	実費相当額
第3回	11月下旬	学用品費等(4月～9月分)	小学校1年	5,820円
			小学校2～6年	6,955円
			中学校1年	11,370円
			中学校2～3年	12,505円
		オンライン学習通信費(4月～9月分)	小・中学校全学年 (1世帯につき1支給)	7,000円
		修学旅行費※ 校外活動費※	中学校3年 小中学校全学年	実費相当額
第4回	1月下旬	校外活動費※	小中学校全学年	実費相当額
第5回	2月下旬	新入学準備金 (注)申請は不要です。	小学校への入学を次年度に 予定している者	54,060円
			中学校への入学を次年度に 予定している者	63,000円
		高等学校進学等支援金※	中学校3年生	15,000円
第6回	4月下旬	学用品費等(10月～3月分)	小学校1年	5,820円
			小学校2～6年	6,955円
			中学校1年	11,370円
			中学校2～3年	12,505円
		オンライン学習通信費(10月～3月分)	小・中学校全学年 (1世帯につき1支給)	7,000円
		移動教室費※ 校外活動費※	中学校全学年 小中学校全学年	実費相当額
その他	給食費	認定月の給食費から援助。		
	医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病のうち、学校の健康診断で治療勧告があった場合に医療券を交付。		
	通学費	特別支援学級在籍者で、公共交通機関(バス)を利用して通学している児童生徒を対象に支給。		

- 1 転出、転学、生活保護受給開始、区域外就学等をする場合は、支給額等が変更になります。
- 2 就学援助費は立替払いではありません。在学校に納付すべき教材費等は指定された期日までにお支払いください。
なお、学校へ未払が生じた場合は、保護者口座ではなく在籍校長口座に振込むことがあります。
- 3 区域外就学者の給食費は、在学校の指示に従いお支払いください。後日、保護者口座に市規定の支給金額の範囲内の額を振込みます。
- 4 校外活動費、修学旅行費、移動教室費については、実施後の支給となります。
* 経済的な理由により、旅行業者への事前支払が困難な場合は、市内中学校の修学旅行及び移動教室に限り、市が代理で支払いを行うことができます。
- 5 支給時期及び支給金額が変更されることがあります。
- 6 生活保護を受給している場合は、※の支給費目のみ対象となります。